

第1章

安心して子どもを生み育て、 意欲を持って働ける社会環境の整備

第1節

次世代育成支援対策

1 次世代育成支援対策の取組み

2002（平成14）年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」では、出生率低下の要因として、これまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、新たに「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が明らかとなり、今後、少子化が一層進行する見通しが示された。具体的には、2006（平成18）年をピークとして、総人口も減少に転じ、このままの状況が続けば、2050（平成62）年には1億59万人にまで減少することが予測されている。また、生まれてくる子どもの数についても、第2次ベビーブーム時に比較すると、現在は約半分の115万人（2002年）となっているが、今後50年間で更にその半分になることが見込まれている。

このように、今後、我が国において少子化が急速に進行する一方で高齢化が同時進行し、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが見込まれる中で、2002年5月に、小泉総理大臣から坂口厚生労働大臣に対して、これまでの少子化対策を改めて点検し、少子化の流れを変えるための実効性ある対策について、改めて検討するよう指示がなされた。

これを受けて、厚生労働省では、2002年9月に、「少子化対策プラスワン」（以下「プラスワン」という。）を取りまとめ、2003（平成15）年3月14日には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府としての「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（以下「取組方針」という。）が定められた。プラスワンや取組方針においては、「子育てと仕事の両立支援」を中心としてきた従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といった4つの柱に沿った対策を総合的・計画的に推進することとし、政府・地方自治体・企業等が一体となった取組みを進めることとした。

特に、「男性を含めた働き方の見直し」については、子育て期間中にある者の残業時間を縮減するとともに、多様就業型ワークシェアリングに取り組むこと等を掲げたほか、育児休業取得率について、男性10%、女性80%（2002年度は男性0.33%、女性

64.0%)という社会全体としての目標を設定するなど、「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方を見直すことに本格的に取り組むこととした。

また、「地域における子育て支援」について、児童福祉法に「子育て支援事業」を位置づけ、市町村による子育て支援サービスを推進すること、専業主婦家庭の急病、育児疲れ等に対応した一時預かりサービスを推進すること、子育て中の親子が集まり交流・相談できる「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」の設置を推進することなど、すべての子育て家庭に対する支援の充実を図ることとした。

こうしたプラスワンや取組方針に掲げられた各種の事項について、その実現を図っていくためには、個々の地方自治体や企業における総合的な取組みを促進するための枠組みの整備を行うとともに、個別の制度の見直しを進めることが不可欠であり、取組方針では、2003年及び2004(平成16)年の2年間を次世代育成支援対策の基盤整備期間と位置づけ、一連の立法措置を講ずることとし、まず2003年3月に、今後の対策の基盤となる「次世代育成支援対策推進法案」及び個別法改正の第一弾として、地域における子育て支援の取組み強化を図る「児童福祉法改正法案」を第156回通常国会に提出し、同年7月に成立したところである(以下、本章において「15年改正法」という)。

「次世代育成支援対策推進法」は、2003年8月に厚生労働省を始め関係7省庁で策定した行動計画策定指針に即し、すべての市町村・都道府県や大企業等に対して行動計画の策定を義務付けるものであり、15年改正法は、市町村において、すべての子育て家庭に対する様々な子育て支援事業の充実を図るものである。

今後、自治体、企業等において実効性のある行動計画の策定等が行われることが期待される。

また、第156回通常国会においては、少子化社会において講ずべき施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」が成立したところである。

2 次世代育成支援対策関連3法案

次世代育成支援対策の基盤整備期間における2年目の取組みとして、2004（平成16）年の第159回通常国会に次世代育成支援対策関連3法案が提出された。この3法案の概要は次のとおりである。

（1）児童手当法改正法案

児童手当制度は、児童を養育する者に対し、その所得が一定の基準以上の場合を除き、家庭における生活の安定や児童の健全育成及び資質の向上を目的として、第1子及び第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円を支給するものである。今回の改正は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、これまで義務教育就学前までとされていた児童手当の支給対象年齢を、小学校第3学年の修了までに引き上げるものである。

（2）児童福祉法改正法案

今回の改正では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じている。

児童虐待防止対策等の充実・強化については、児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設・里親等の見直し、保護を要する児童に関する司法関与の強化を図るものである。

また、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。

（3）育児・介護休業等改正法案

今回の改正では、仕事と子育ての両立支援をより一層推進する観点から、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇制度の創設、育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大等の措置を講じている。

3 地域の子育て支援

(1) 地域行動計画の策定

前述のとおり、すべての都道府県、市町村においては、2003（平成15）年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、2004（平成16）年度末までに、関係7大臣の連名により告示された「行動計画策定指針」に即して、行動計画を策定することとされている。

都道府県及び市町村の行動計画においては、特に、全庁的な体制の下で、子育て家庭の多様なニーズ等に対応できる総合的な計画にすること（総合性の確保）、保育・子育て支援事業に関する特定14事業についての定量的な数値目標の設定を始め、具体性を有する計画にすること（具体性の確保）、子育て支援に関わる多くの地域住民等との協働作業として計画策定に当たること（計画策定プロセスの透明性の確保）の3点が重要であり、これらに留意しつつ、「地域の子育て機能の再生」等のための具体的な取組方策を掲げた行動計画の策定が求められている。

(2) 2004（平成16）年度における地域子育て支援事業

2003（平成15）年度税制改正における配偶者特別控除の見直しに関連して、2003年11月19日の与党合意に基づき、2004年度は、国・地方を通じて総額2,500億円を「少子化対策の施策」に充てることとし、児童手当の支給対象年齢を引き上げるほか、地域における子育て支援事業の充実、児童虐待防止対策の充実、不妊治療の経済的支援、新たな小児慢性特定疾患対策の確立、待機児童解消のための保育所の緊急整備などを行うこととした。

このうち、地域における子育て支援事業については、15年改正法による子育て支援事業の法定化等を踏まえ、各種事業の大幅な拡充を行うこととした。主な個別事業の内容は以下のとおりである。

1) つどいの広場事業

少子化、核家族化等を背景として、子育て中の親等からは、「身近なところでいつでも気軽に親子で集える場所」が求められている。今後、「つどいの広場」については、地域における子育て支援の中核をなすものとして、身近な場所での設置を推進することとし、2004（平成16）年度においては、85か所から500か所へのか所数の大幅増等を図った。

2) 乳幼児健康支援一時預かり事業（いわゆる「病後児保育」）

保育所に通所中の児童等が病気回復期であり、集団保育が困難となる間、当該児童を保育所、病院等において一時的に預かるなどの乳幼児健康支援一時預かり事業については、425市町村から500市町村へのか所数の増等を図った。

3) 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期の養育者は精神的にも肉体的にも過重な負担がかかりやすいことから、この時期に養育者への手厚い支援を行い、養育者の安定を確保することを目的として、家庭訪問による支援の取組みを強化する「育児支援家庭訪問事業」を創設した。

4) 子育て支援基盤整備事業

15年改正法において、子育て支援事業（子育て相談支援、子育て短期預かり支援、居宅子育て支援）を法定化し、市町村に実施の努力義務を課すとともに、これらの子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、利用のあっせん・調整等の業務が義務化されたことを踏まえ、「子育て支援総合コーディネート事業」のか所数の大幅増（250市町村→500市町村）を図るとともに、新たな子育て支援事業の導入支援を行うこととした。

5) 子育て支援総合推進モデル市町村事業

2005（平成17）年3月末までの間に、市町村において行動計画が策定されることを踏まえ、先進的・総合的な取組みを推進する市町村をモデル市町村として指定し、その取組状況の普及啓発を図ること等により、全国的に総合的な子育て支援事業の取組みを強化することとしている。

4 母子保健施策の推進

(1) 「食育」等の推進

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成（「食育」） 思春期問題に関する理解の促進、安全で快適な満足できる「いいお産」に関する知識の普及を図るため、食育等推進事業を実施している。

「食育」については、「食を通じた子どもの健全育成（ - いわゆる「食育」の視点から - ）のあり方に関する検討会」において、報告書を取りまとめたところであり^{（注）}、各自治体における地域の実情に応じた食育の実施の支援を進めている（第1部第1章第3節コラム参照）。

(2) 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対しては、これまでも医療の給付等の事業を行ってきたところであるが、給付内容の改善と重点化等を図るため、前述のとおり児童福祉法改正法案を第159回通常国会に提出した。

今回の見直しは、給付内容の改善・重点化として、対象疾患等の見直し（10疾患群 11疾患群） 通院対象者（重症者）の追加、軽症患者の除外及び重症患者への重点化、対象年齢の整理（18歳未満 20歳未満）等を行うとともに、低所得者層に配慮しつつ、他の公費負担医療との均衡から、無理のない範囲の患者負担を求めることとするものである。

(3) 不妊治療の経済的支援

不妊に悩む方々に対し支援を行うことは、母子保健施策としても重要であり、不妊専門相談センターの整備等により、相談体制の推進に努めるとともに、2004（平成16）年度からは、体外受精及び顕微授精は経済的な負担も大きいことから、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、従来の相談事業と併せて総合的な支援対策を講ずることとした。

(4) 生殖補助医療をめぐる状況

我が国においては、生殖補助医療が広まっているが、一方で、精子売買や非配偶者間の体外受精が行われるようになるなど、その倫理性、安全性、法的な問題等が社会的にも提起されるようになってきている。

（注） 報告書の詳細については、厚生労働省ホームページ参照

こうした中、厚生科学審議会「生殖補助医療部会」において、2003（平成15）年4月に、早急な制度整備を求める報告書が取りまとめられたところである（注）。

また、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係については、法務省の法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会において検討が進められており、2003年7月に、民法の特例に関する要綱中間試案がまとめられている。

第2節

児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）の施行以来、様々な施策の推進が図られてきたが、その中心機関である全国の児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数は、ここ数年急増し続け、その増加傾向に一定の落ち着きの兆しは見られるものの、2002（平成14）年度においては、児童虐待防止法が施行される直前の1999（平成11）年度の約2倍の約2万4千件となっており、質的にも困難な事例が増加してきている。

また、虐待を受けて児童養護施設に入所する子どももここ数年急増しているが、こうした子どもの多くは、心身に傷を負い、情緒面・行動面の問題を抱え、きめ細かなケアや治療を必要としている。

こうした中、児童相談所や児童福祉施設を始めとする関係機関は、様々な取組みを行っているものの十分には対応し切れていないなど、大変厳しい状況に置かれており、児童虐待への対応は、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題である。

2 児童虐待防止対策の充実に向けた取組み

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じていくことが必要である。

このため、従来から、

発生予防に関しては、子育て中の親子に対する交流・つどいの場の提供や地域子育て

（注） 報告書の詳細については、厚生労働省ホームページ参照

て支援センターの拡充等により、子育て不安の軽減や地域からの孤立の解消に努めるなどの取組み、

早期発見・早期対応に関しては、地方交付税における児童福祉司増員などの児童相談所の体制強化、地域の関係機関が一体となって対応するための市町村における虐待防止ネットワークの拡大などの取組み、

保護・支援に関しては、児童養護施設等への心理療法担当職員の配置や専門的な援助技術を持った専門里親の活用などの取組みを進めてきた。

また、関係府省庁と幅広い関係団体が参加する児童虐待防止対策協議会を開催し関係者間の認識と情報の共有化を図ることにより、連携の促進を図ってきている。

厚生労働省においては、こうした取組みを進めつつ、児童虐待防止法の附則において「法律の施行後3年を目途とした見直しの検討」が求められていることを一つの契機として、2002（平成14）年12月に社会保障審議会児童部会に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」を設置し、今後の児童虐待防止に向けた対応の在り方について検討を行い、2003（平成15）年6月18日に報告書が取りまとめられた。

さらに、児童虐待への対応という観点のみならず、広く要保護児童及び要支援家庭に対する支援を含めた観点からその在り方について議論を深めるため、「児童福祉施設の体系や里親のあり方」については児童部会に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」を設置し、「児童相談所のあり方や市町村の役割」についても児童部会において検討を重ね、2003年11月に児童部会において「児童虐待への対応など要保護児童及び要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性」が取りまとめられた。

これらの報告書においては、今後の児童虐待防止対策の基本的考え方が次のように整理されている。

発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援

待ちの支援から支援を要する家庭への積極的アプローチによる支援に転換

家族再統合、家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援

虐待防止ネットワークの形成など市町村における取組みの強化

3 2004（平成16）年度予算における児童虐待防止対策充実の取組み

以上のような報告書の内容を踏まえ、2004年度予算においては、発生予防や早期発見を促進する観点から、養育が困難となっている家庭に対し、育児・家事の援助や具体的な育児に関する支援を行う育児支援家庭訪問事業の創設、虐待を受けた児童の自立に向けた保護・支援を充実する観点から、児童養護施設の小規模グループケアの推進、総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置など虐待を受けた子どものケアを担当する職員の質的・量的充実、自立援助ホームの拡充、

などが盛り込まれ、児童虐待防止対策に関連する予算は、2003（平成15）年度の約48億円から約166億円へと大幅な充実が図られた。

4 児童福祉法の一部を改正する法律案

こうした予算面のみならず、制度面からも児童虐待防止対策の充実・強化を図るため、前述したように、児童福祉法の一部を改正する法律案が2004（平成16）年、第159回通常国会に提出された。

具体的には、児童相談に関する体制の充実について、児童相談に関する市町村の役割を法律上明確にし、児童相談所の役割を専門性の高い困難な事例への対応や市町村の後方支援に重点化したり、地方公共団体に要保護児童に関する情報交換を行う協議会（ネットワーク）の設置を可能にし、その運営に関する必要な規定の整備を行う。

児童福祉施設、里親等の見直しについて、施設入所児童の年齢要件の見直し、退所後のアフターケア、監護・教育・懲戒に関する里親の権限の明確化を行う。保護を要する児童に関する司法関与を見直し、保護者に対する児童相談所の指導措置について、家庭裁判所が関与できる仕組みを導入する等の措置を講じている。

さらに、児童虐待防止法についても、議員提案により、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を内容とする改正案が第159回通常国会に提出され、4月に成立した。

コラム

「虐待防止ネットワーク」

児童虐待は、家族の抱える社会的、経済的あるいは心理的といった様々な要因の複合作用によって生じると考えられており、その防止には、福祉、医療、保健はもとより、教育、警察、司法更にはNPO法人など幅広い関係者が、共通の認識に立って組織的に対応していくことが必要です。

こうした連携の取組みとして、現在、各市町村において関係機関からなる「虐待防止ネットワーク」の設置が進んでいます。2003（平成15）年6月現在で全国3,209市町村の30.1%の967か所に設置されており、教育委員

会（87.6%）、保育所（85.2%）、児童相談所（78.0%）、警察署（71.7%）、小・中学校（77.7%・71.3%）、民生・児童委員協議会（76.7%）、医師会（39.4%）、社会福祉協議会（26.5%）など多様な機関が参加しています。

こうしたネットワークの中には、関係機関の代表者による会議のみならず、個別具体的な事例について担当者レベルで情報を共有し、対応を検討する場が持たれ、虐待防止に大きく寄与している例もあり、ネットワークの設置の促進を図りつつ、活動内容の充実を図っていくことが課題となっています。



第3節

仕事と家庭の両立支援対策の推進

1 保育所入所児童の状況

保育所は、親の就労等の事情により家庭で保育することのできない乳幼児を保育する施設であり、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、就労形態の多様化に対応した延長保育、夜間保育、休日保育、子育て家庭に対する相談支援、専業主婦等の育児疲れ解消等のための一時保育等の提供を行っている。2003（平成15）年4月現在、施設数は約2万2,355か所、入所児童数は約192万人となっている。保育所入所児童数は、少子化を背景に減少していたが、共働き家庭の増加等により、1995（平成7）年以降、都市部を中心に増加に転じており、保育所入所待機児童は、2003年4月現在、全国で2万6,383人となっている。

2 多様な保育需要に対応するための取組み

このように都市部等において保育所の入所待機児童が存在することから、「待機児童ゼロ作戦」として2002（平成14）年度から毎年度、保育所を中心に、約5万人の保育所受入児童数の増を図っている。特に2004（平成16）年度においては、保育所の緊急整備補助の実施や週2・3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて利用できる特定保育について対象年齢を三歳未満児から就学前までに拡充するなどの措置を実施するとともに、15年改正法に基づき、待機児童が50名以上いる市区町村等には、待機児童解消のための保育計画の策定が義務づけられた。

急な残業など変動的・変則的な保育・介護ニーズに対応するため、地域における育児・介護に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（地域において援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織）については、実施か所数の拡大を図っている。

構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案を受け、近年の少子化や過疎化の進行により、幼児数の減少、幼児同士の活動の機会の減少等の事情にある地域において、下記の措置を認めた。

保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認

保育所における私的契約児の弾力的な受入れの容認

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認

幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例

さらに、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した「総合施設」について、2004（平成16）年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、2005（平成17）年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備の検討も含め様々な準備を行い、2006（平成18）年度から本格実施することとしている。

3 放課後児童健全育成事業の実施

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等（放課後児童）に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。2003（平成15）年5月1日現在、全国でクラブ数は1万3,698か所、登録児童数は56万5,764人となっている。

放課後児童健全育成事業については、新エンゼルプラン及び仕事と子育ての両立支援策の方針についての閣議決定に基づき、2004（平成16）年度においては、国庫補助対象の放課後児童クラブを前年比800か所増の1万2,400か所とすることとした。また、地域の伝承遊び、自然とふれあうこと及び様々な人と関わることで児童の成長・発達に重要であるということから、放課後児童クラブに伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアを派遣する事業を創設した。

4 仕事と家庭の両立の推進のための各種施策の実施

少子化が急速に進行する中で、男女労働者が仕事と育児・介護を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることが大きな課題となっており、特に、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減することが重要となっている。

このため、育児・介護休業法に定める措置が適切に実施されるよう、企業に対する行政指導を積極的に実施するとともに、取組方針において、仕事と子育ての両立支援を進めるために、男女別の育児休業取得率等の目標値（男性10%、女性80%）を設定したことも踏まえ、男女労働者ともに育児休業を取得しやすい環境の整備並びに子の看護のための休暇制度及び小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の導入の促進を図っている。さらに、仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めるため、

10月の「仕事と家庭を考える月間」はもとより、あらゆる機会をとらえ、全国的に広報活動を実施している。

次世代育成支援対策推進法において、常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主は行動計画の策定が義務づけられており、2005（平成17）年度からの本格施行に向け、効果的な計画の策定が行われるよう積極的に周知を行っている。

また、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行うファミリー・フレンドリー企業の普及を促進するため、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標を開発し、各企業における活用を図るとともに、ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している。

さらに、各種助成金等の支給により、育児や介護をしながら働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援している。^{（注）}

第4節

女性の能力発揮支援及び 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

1 女性労働者の現状

総務省統計局「労働力調査」によると、女性の労働力人口は2003（平成15）年には2,732万人で、前年に比べ1万人の減少となり、2001（平成13）年にはいったん増加に転じたものの、1998（平成10）年を頂点に減少傾向が続いている。労働力人口総数に占める女性の割合は前年から0.1%ポイント上昇し、41.0%となった。女性の労働力率は前年より0.2%ポイント低下して48.3%となり、1997（平成9）年を頂点として低下を続けている。女性の雇用者数は2,177万人で、前年より16万人増加（0.7%増）し、雇用者総数に占める女性の割合は前年から更に0.3%ポイント上昇して、40.8%となった。

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

近年、妊娠・出産等を理由とする退職の強要や解雇に関する女性労働者と事業主との間の個別紛争が増加しており、法違反に対して是正指導を行うほか、機会均等調停会議の調停等により、その解決を図っている。また、男女雇用機会均等政策研究会を開催し、雇用の分野における間接差別等について検討を行っている。

^{（注）} なお、育児・介護休業等改正法案が、2004（平成16）年に第159回国会に提出された。

男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が進める積極的取組みであるポジティブ・アクションを全国的に広く普及するため、企業のトップや有識者をメンバーとする「女性の活躍推進協議会」を開催するとともに、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組み内容についての診断事業を実施している。

また、職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策については、事業主が、職場における性的な言動に関し実効ある雇用管理上の配慮を行うよう行政指導等を実施している。

さらに、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して健康に働くことができるよう、母性健康管理の措置（健康診査等の受診に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置）及び母性保護規定（産前産後休業や危険有害業務の就業制限等）について、事業主や女性労働者等に対し、周知徹底を図っている。

「女性と仕事の未来館」においては、女性が働くことを積極的に支援するため、セミナー、相談、起業家支援、女子学生、女子生徒の適切な職業選択のための情報提供などを実施している。

3 パートタイム労働指針の改正

パートタイム労働者は近年著しく増加し、2003（平成15）年には1,259万人となり、雇用者総数の約4分の1を占めている。また、基幹的役割を果たすパートタイム労働者も増加している。このようにパートタイム労働が我が国の経済社会に欠くことのできないものとなる中で、パートタイム労働を労働者の能力が有効に発揮できるような就業形態としていくことが一層重要になっている。

このため、厚生労働省においては、パートタイム労働法に基づき、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るとともに、パートタイム労働者の雇用管理に関する情報提供・相談援助を通じて、事業主の自主的な取組みを促してきたところであるが、パートタイム労働者の処遇は必ずしも働きに見合ったものになっていない面があることから、正社員とパートタイム労働者との間の公正な処遇を図っていくことが課題となっている。

こうしたことから、労働政策審議会雇用均等分科会において、「通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方を指針に示すことによって、その考え方の社会的な浸透・定着を図っていくことが必要である」等との提言を内容とする報告が2003（平成15）年3月に取りまとめられた。

この分科会の提言を踏まえ、同年8月にパートタイム労働法に基づく指針の改正を行い、就業の実態や正社員との均衡等を考慮して処遇するとの考え方を具体的に示し、

また、正社員への転換に関する条件の整備、労使の話し合いの促進のための措置の実施等、新たな措置を講ずるよう努めることを示した。この指針改正により具体的に示された均衡処遇のルールや考え方の浸透・定着を図るため、全国の労働局雇用均等室を中心に集団説明会等の開催、資料配付等によりパートタイム労働法及びパートタイム労働指針の周知徹底に努めている。

第5節

母子家庭施策と配偶者からの暴力への対策の充実

1 総合的な母子家庭施策の推進

離婚件数は、1992（平成4）年から毎年最高値を更新し、2002（平成14）年には、約29万組で過去最高となった。こうした離婚件数の増加に伴い、母子家庭も急増してきている。

母子家庭の収入の状況（2001年）を見ると、母子家庭の1世帯当たり平均所得金額は、243万5千円であり、一般世帯の1世帯当たり平均所得金額602万円、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額304万6千円に比べ低い水準にとどまっている。

こうした母子家庭の急増等の新しい時代の要請に対応するため、2002年11月に母子及び寡婦福祉法等が改正され（2003（平成15）年4月から施行）、また、2003年7月には、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立した（2003年8月から施行）。これらの法律に基づき、

子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」

母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の「就業支援策」

養育費の確保に向けた広報啓発等の「養育費の確保策」

児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付け等の「経済的支援策」

といった自立支援策を総合的に展開している。

また、母子家庭の母等がその家庭環境、適性、能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用、公共職業安定所への寡婦等相談員の配置、母子家庭の母等に対する訓練手当の支給、雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給等の措置も講じている。

2 配偶者からの暴力への対策の充実

(1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2002（平成14）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談実人員を見ても、72,691人（前年度68,114人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とするものが17,611人（前年度13,071人）であり、相談理由の24.2%（前年度19.2%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、一層の取組みの強化が必要となっている。

(2) 配偶者からの暴力への対策の充実

厚生労働省としては、従来から婦人相談所等において配偶者からの暴力被害者についても相談に応じ保護、援助を行ってきたところであるが、2004（平成16）年度においては、乳幼児を伴って保護される配偶者からの暴力被害者が増加していることから、自立に向けた取組み等を安心して行える環境を整えるため、婦人相談所一時保護所に同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置できるよう予算措置を講じた。

また、2004（平成16）年3月には、子どもも接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度の充実等を内容とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正案が議員提案により国会に提出され、5月に成立した。